

令和8年度 宍粟市防災会議次第

日 時：令和8年6月4日(木)13:30～

場 所：宍粟防災センター5階 ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員紹介（自己紹介）

4. 議 事

(1) 宍粟市地域防災計画の改訂について

①改訂素案について

②事前意見にかかる対応について

(2) 今後のスケジュールについて

5. 報告事項

(1) 令和8年度における防災への取組について

①宍粟市

②国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所

③陸上自衛隊中部方面特科連隊

④兵庫県西播磨県民局総務企画室

6. 閉 会

令和8年度 宍粟市防災会議委員名簿

委員構成	役職名	氏名	代理出席
会長	宍粟市長	福元 晶三	
第3条第5項第1号委員(県職員)	兵庫県西播磨県民局総務企画室長	武田 浩	
	兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所長	勝山 博信	
	兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所長	小野 量就	
	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長	吉田 圭介	
第3条第5項第2号委員(警察官)	兵庫県宍粟警察署長	高岡 敏明	小川 哲彦
第3条第5項第3号委員(指定地方行政機関職員)	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	富本 和也	
	陸上自衛隊中部方面特科連隊第1大隊第2中隊長	永安 恭兵	欠席
第3条第5項第4号委員(市職員)	宍粟市市長公室長	石垣 貴英	
	宍粟市総務部長	砂町 隆之	欠席
	宍粟市市民生活部長	西岡 公敬	
	宍粟市健康福祉部長	三木 義彦	
	宍粟市産業部長	祐谷 佳孝	
	宍粟市建設部長	樽本 勝弘	
	宍粟市教育部長	大砂 正則	
	宍粟市一宮市民局長	西林 文隆	
	宍粟市波賀市民局長	中尾 美恵子	
	宍粟市千種市民局長	大田 敦子	
	公立宍粟総合病院副院長兼事務部長	菅原 誠	
宍粟市健康福祉部次長	栗山 早苗		
第3条第5項第5号委員(副市長及び教育長)	宍粟市副市長	富田 健次	
	宍粟市教育長	中田 直人	
第3条第5項第6号委員(消防長)	西はりま消防組合消防本部消防長	岡内 哲也	
第3条第5項第7号委員(消防団長及び消防団副団長)	宍粟市消防団長	松本 二郎	
	宍粟市消防団副団長	片山 善晴	
	宍粟市消防団副団長	岸野 健三	
第3条第5項第8号委員(指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員、職員)	NTT西日本株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	小林 則仁	
	関西電力送配電株式会社姫路本部姫路配電営業所長	田中 武士	
	株式会社ウイング神姫	上山 英則	
	宍粟市医師会長	山岸 洋之	
第3条第5項第9号委員(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	宍粟市山崎町連合自治会長	野村 和男	
	宍粟市一宮町連合自治会長	樽本 秀昭	
	宍粟市波賀町連合自治会長	坂口 和幸	
	宍粟市千種町連合自治会長	安原 勝則	
第3条第5項第10号委員(市長が特に必要と認める者)	西はりま消防組合宍粟消防署長	阿曾 淳介	
	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会長	黒田 茂	欠席
	宍粟市社会福祉協議会	藤原 千尋	
	西播磨防災リーダー会宍粟部会	助光 ゆかり	
	兵庫県防災士会	高井 洋子	
	宍粟市ボランティア連絡会	松下 由美子	
	宍粟市商工会女性部長	壺阪 順子	欠席
	JA兵庫西女性会宍粟地区代表	三木 清美	欠席
	JAハリマ女性会長	柴原 美恵子	欠席
	宍粟市国際交流協会	栗山 こまよ	
	兵庫県介護支援専門員協会宍粟支部	藤永 綾子	
	宍粟市民代表(公募委員)	中林 久美子	
	宍粟市民代表(公募委員)	岡西 清治	
事務局	宍粟市まちづくり部長	山本 信介	
	宍粟市まちづくり部次長	菅野 達哉	
	宍粟市まちづくり部次長兼危機管理課長	田中 藤夫	
	宍粟市まちづくり部危機管理課副課長	石戸 寿明	
	宍粟市まちづくり部危機管理課係長	長野 伸司	
	宍粟市まちづくり部危機管理課危機管理係主事	宇野 隼人	

座 席 表

- ・西はりま消防組合 消防長
- ・宍粟警察署長
- ・教育長
- ・市長
- ・副市長
- ・国交省姫路河川国道事務所長
- ・西播磨県民局 総務企画室長
- ・西播磨県民局 龍野健康福祉事務所長

	○	○	○	○	○	○	○	
・西はりま消防組合 宍粟消防署長	○						○	・西播磨県民局 光都農林振興事務所長
・宍粟市医師会長	○						○	・西播磨県民局 龍野土木事務所長
・宍粟市山崎町連合自治会長	○						○	・宍粟市消防団長
・宍粟市一宮町連合自治会長	○						○	・宍粟市消防団副団長
・宍粟市波賀町連合自治会長	○						○	・宍粟市消防団副団長
・宍粟市千種町連合自治会長	○						○	・宍粟市市長公室長
・NTT西日本(株)兵庫支店 設備部災害対策室次長	○						○	・宍粟市市民生活部長
・関西電力送配電(株) 姫路本部姫路配電営業所長	○						○	・宍粟市健康福祉部長
・(株)ウイング神姫	○						○	・宍粟市産業部長
・宍粟市社会福祉協議会	○						○	・宍粟市建設部長
・西播磨防災リーダー会 宍粟部会	○						○	・宍粟市教育部長
・兵庫県防災士会	○						○	・宍粟市一宮市民局長
・宍粟市ボランティア連絡会	○						○	・宍粟市波賀市民局長
・宍粟市国際交流協会	○						○	・宍粟市千種市民局長
・宍粟市介護支援専門員協会 宍粟支部	○						○	・公立宍粟総合病院副院長
・宍粟市民代表(公募)	○						○	・宍粟市健康福祉部次長
・宍粟市民代表(公募)	○							

事 務 局

○	○	○	○	○	○
・宍粟市 危機管理課主事	・宍粟市 危機管理課係長	・宍粟市 まちづくり部次長	・宍粟市 まちづくり部長	・宍粟市 危機管理課長	・宍粟市 危機管理課副課長

欠席者

- ・陸自中部方面特科連隊
第一大隊第二中隊長
- ・宍粟市総務部長
- ・宍粟市民生委員児童委員協議会
連合会長
- ・宍粟市商工会女性部長
- ・JA兵庫西女性会宍粟地区代表
- ・JAハリマ女性会長

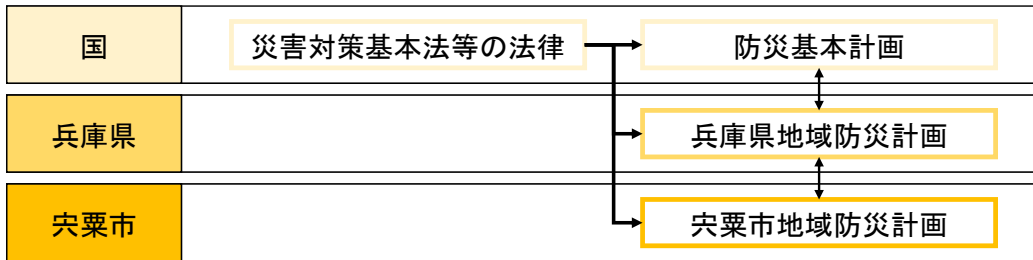
傍 聴 席

令和8年度 宍粟市地域防災計画 改訂概要

1. 計画の位置づけ

宍粟市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域における災害対策全般について定めるもので、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

本計画の理念に「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を掲げ、住民、地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組む。本計画は、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画との整合性を図りつつ、地域の特性を踏まえた計画である。



2. 計画の構成

編		章		編		章	
1	総則	1	計画の前提	5	大規模事故等 応急対策計画	1	基本方針
		2	災害の履歴と今後想定される災害			2	組織と職員配備
2	災害予防計画	1	基本方針			3	情報の収集と伝達
		2	災害対策に関する防災基盤の整備			4	広域応援要請及び派遣
		3	災害応急対策への備え			5	被災者の応急救助
		4	住民参加による防災力の向上			6	交通輸送対策
		5	大規模事故等の災害予防対策			7	ライフライン対策
		6	大規模広域災害時の受入れ対策			8	生活支援対策
3	風水害応急対策計画	1	基本方針			9	雪害対策
		2	組織と職員配備			10	大規模火災対策
4	地震応急対策計画	3	情報の収集と伝達			11	危険物等事故の対策
		4	住民と地域の行動			12	突発重大事案の対策
		5	広域応援要請及び派遣			13	道路災害対策
		6	被災者の応急救助	14		原子力事故対策	
		7	廃棄物処理対策	6	災害復旧計画	1	災害復旧事業の実施
		8	交通輸送対策			2	生活支援対策
		9	ライフライン対策			3	復興計画の策定
		10	教育対策				
		11	農林業対策				
		12	二次災害防止対策				
		13	生活支援対策				

3. 改訂の内容

- 1) 法令、上位計画及び社会情勢等の変遷を踏まえた事項
- 2) 危機管理課による修正箇所^の精査：4月6日～4月14日
- 3) 庁内関係部署からの意見：4月15日～4月24日
- 4) 民間事業者等との協定の追加
- 5) 組織改編に伴う名称変更

4. 主な改訂事項

○第1編 総則

- 1) 防災機関の事務又は業務の大綱【総則3、5 第1章第2節】〈新旧対照表P1〉
 - ・ 自衛隊、民間事業者の名称変更
- 2) 法指定区域数【総則26 第2章第4節】〈新旧対照表P2〉
 - ・ 時点修正

○第2編 災害予防計画

- 1) 民間事業者との連携【災害予防22 第3章第3節】〈新旧対照表P5～6〉
 - ・ 災害時応援協定の解除に伴う削除、新規締結に伴う追加
- 2) その他の情報収集手段【災害予防28 第3章第4節】〈新旧対照表P7〉
 - ・ 災害時応援協定の解除・締結に伴う名称の変更
- 3) 食糧及び生活必需品の公的備蓄【第3章第8節 災害予防34】〈新旧対照表P8〉
 - ・ 兵庫県地域防災計画に基づく文言の修正…詳細な備蓄品の記載
- 4) 広域医療体制の確立【第3章第10節 災害予防41】〈新旧対照表P9〉
 - ・ 兵庫県地域防災計画に基づく文言の追加…保健医療福祉活動の情報連携等の整備
- 5) 一般火災予防対策【災害予防67 第5章第2節】〈新旧対照表P13〉
 - ・ 感震ブレーカーに関する記述の追加

○第3編～第5編 応急対策計画（共通）

- 1) 災害対策本部組織図
【風水害7 第2章第1節】【地震5 第2章第1節】【大規模6 第2章第1節】
〈新旧対照表P15・38・56〉
 - ・ 宍粟市の組織改編に伴う部局及び役職の名称変更
- 2) 民間事業者等との協定
【風水害42 第5章第4節】【地震36 第5章第4節】【大規模34 第4章第4節】
〈新旧対照表P31～32・P48～49・P68～69〉
 - ・ 災害時応援協定の解除に伴う削除、新規締結に伴う追加

○第3編 風水害応急対策計画、第5編 大規模事故等応急対策計画

- 1) 火災警報の発令基準【風水害19 第3章第3節】【大規模16 第3章第3節】
〈新旧対照表P21・62〉
 - ・ 西はりま消防組合火災予防規則の改訂に伴う変更

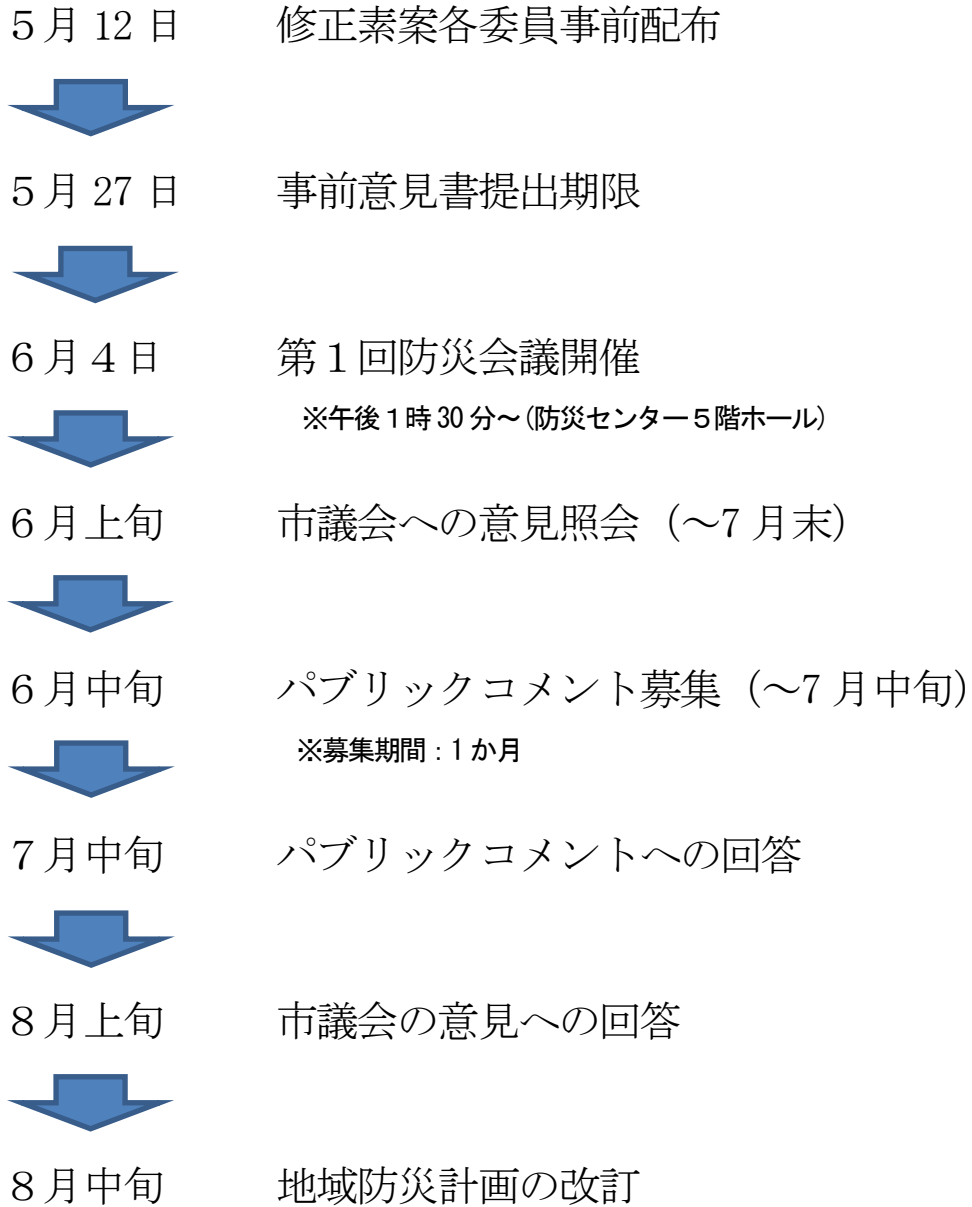
宍粟市地域防災計画（素案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
第3編	P9 表最下行	災害対策本部（本庁）の事務分掌 「主管部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
第3編	P11 表最下行	現地災害対策本部（市民局）の事務分掌 「本庁部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
第4編	P7 表最下行	災害対策本部（本庁）の事務分掌 「主管部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
第4編	P9 表最下行	現地災害対策本部（市民局）の事務分掌 「本庁部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
第5編	P8 表最下行	災害対策本部（本庁）の事務分掌 「主管部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
第5編	P10 表最下行	現地災害対策本部（市民局）の事務分掌 「本庁部局」欄 西はりま消防組合宍粟消防署→西はりま消防組合	修正します。
追加		（長期化する避難者への）弁当等の確保に関する協定の検討 →食事バランスの偏りによる食欲不振、低栄養、便秘、下痢、口内炎の発生予防に有用	計画に反映できるように、協力いただける事業者への働きかけを進めていきます。

宍粟市地域防災計画（素案）に対する修正意見（とりまとめ）

編	頁・行	修正・意見等	修正案
追加		<p>(食事の質確保のための)炊き出し提供計画策定の検討 →市町教育委員会並びに保健部に配置された栄養士が 連携し、学校給食施設を活用した炊き出しの方針・運用 計画を検討すると、避難所における適切な食事が提供可 能</p>	<p>計画に反映できるように、関係部局との調整や協議を行い検討 します。</p>

今後のスケジュール



令和8年度 取組内容報告

機関名 宍粟市

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	宍粟市総合防災訓練	実施日：令和8年11月15日 場所：波賀町の各自治会内、波賀総合スポーツ公園 大規模災害を想定し、自主防災会及び宍粟市が関係機関と連携して迅速かつ的確な応急対策を実施するとともに、災害発生時の初動体制の確立及び地域住民の自主防災意識の高揚を図ることを目的として訓練を実施する。	波賀町各自主防災会、宍粟市、国土交通省、陸上自衛隊、西はりま消防組合、宍粟警察署、宍粟市消防団、宍粟市ほか	
	山崎町神野地区防災訓練	実施日：令和8年11月15日 場所：山崎町神野地区の各自治会内 災害時の初動対応と避難行動等を確認し、地域住民の自主防災意識の高揚を図ることを目的に訓練を実施する。	山崎町神野地区各自主防災会、宍粟市	
	一宮町総合防災訓練	実施日：令和8年11月15日 場所：一宮町神戸地区の各自治会内 災害時の初動対応と避難行動等を確認し、地域住民の自主防災意識の高揚を図ることを目的に訓練を実施する。	一宮町神戸地区各自主防災会、宍粟市	

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
その他の取組				

令和8年度 取組内容報告

国土交通省近畿地方整備局

機関名 姫路河川国道事務所

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	衛星通信による映像伝送訓練	災害時を想定した被災状況の映像について衛星通信を使用して自治体庁舎で受信する訓練 ※令和8年度：3自治体で実施予定		
	国交省河川事務所長からのホットライン	各市町村長に今後の水位、避難情報発令のタイミング等について情報提供		
	災害発生時のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)	技術職員の現地調査等により、河川や砂防、道路などの被害状況を把握し、被害の拡大防止、応急復旧等を技術的に支援 災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車、衛生通信車）を派遣し、災害対策を支援		
	平時における地域の防災活動等への協力	訓練や防災イベント等への災害対策用機械の派遣・展示 マイ・タイムライン作成講座や浸水歩行体験等の体験型企画の運営		

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
その他の取組				

※枠は広げていただいても、行を追加していただいても構いません。

※本調書に加えて任意の資料をご提出いただいても差し支えございません（会議資料として使用いたします）。

令和8年度 取組内容報告

機関名 陸上自衛隊中部方面特科連隊
第1大隊第2中隊

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	大規模災害等に備えた即応態勢の維持	災害派遣を迅速行うため命令から1時間以内に出動できる初動対処態勢の確立	陸上自衛隊全体で人員約3,900名、車両約1,100両、航空機約40機を配置	
	災害発生時の活動拠点の情報収集	活動拠点となり得る箇所の図上整備・撮影	数名	
	大規模災害を想定した実働訓練	首都直下型地震や南海トラフ巨大地震を見据え、指揮所活動及び実動を含む災害対処能力の向上を図る訓練の実施	陸・海・空の自衛隊の他、防衛省以外の行政機関、自治体、企業等が参加	
	地方自治体等の防災訓練への参加	各自治体が計画する防災訓練に参加し、自治体や他の行政機関との連携を強化	数名～数十名（実施内容によって変化）	

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
その他の取組	自治体と協力した防災会議・講話	災害対処要領の調整・災害発生時の対応等についての講話	数名	
	各種行事における装備品展示等の支援	装備品展示等により、各種行事を支援し、自衛隊の活動に対する理解の促進により、円滑な活動に寄与	数名～数十名（実施内容によって変化）	

※枠は広げていただいても、行を追加していただいても構いません。

※本調書に加えて任意の資料をご提出いただいても差し支えございません（会議資料として使用いたします）。

令和8年度 取組内容報告

機関名：西播磨県民局 総務企画室

	実施項目	実施内容	事業規模等	備考
防災に関する取組	1. ドローン防災協力員を対象とした研修	災害発生時にドローンを活用し、円滑な被害状況の収集・応急対策の実施ができるよう、災害時対応や防災訓練などの協力者である「ドローン防災協力員」の操縦技能及び防災知識の向上を図る。	○2回開催を検討 ※1回4時間程度 ○研修内容は、ドローンと防災に関する講義、ドローンの操縦技能実技等	
	2. 高校生等への防災意識の普及啓発	県立高校等が実施する防災教育のニーズに応じ、有識者(大学教員等)や防災士等を講師として派遣し、防災に関する知識の向上を図るとともに、講義やワークショップを通じて、高校生自らが「共助」の一員となり得る意識・自覚の醸成を促す。また、令和6年度より、内容のさらなる充実・向上を目的として、教職員を対象とした防災講座も開催している。	希望のあった管内県立高校等での実施を予定。 延べ22校、約3,000人 (4月末時点)	
	3. 南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し等	国の南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを踏まえ、県内市町等と連携し、本県の津波浸水想定及び津波被害想定の見直しを実施する。また、見直しの完了後、県内市町の意見聴取を行った上で、本県初の津波災害警戒区域の指定を進める。(令和7・8年度)併せて、アクションプログラムを策定し、避難行動につなげるための啓発を実施予定としている。	○有識者会議における検討 ○津波浸水想定の見直し ○地震・津波被害想定の見直し ○津波災害警戒区域の指定 ○アクションプログラム策定・啓発	・別添資料あり ・県全体としての取組み

南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しについて

趣旨・目的

国の南海トラフ巨大地震被害想定の見直しを踏まえ、県内市町や近隣府県と連携し、平成25～26年度に公表した、本県の「南海トラフ巨大地震津波浸水想定」及び「南海トラフ巨大地震・津波被害想定」の見直しを実施する。また、見直しの完了後には、県内市町の意見聴取を行った上で、本県初の津波災害警戒区域の指定も進める。結果の公表及び津波災害警戒区域の指定を令和8年度中に実施予定。

事業内容

(1)有識者会議（兵庫県防災会議総合部会）における検討

調査前提設定、被害想定項目設定、対策の方向性などについて検討する

(2)津波浸水想定の見直し

津波・河川遡上想定のために必要なデータを収集・整理し、最大クラスの津波計算モデルを前提に最高津波高、到達時間、津波浸水域分布等を算定・作成する

(3)地震・津波被害想定の見直し

県内の自然条件、社会条件の最新データをもとにシミュレーションを行い、物的被害、人的被害、経済損失等の想定を作成する

(4)津波災害警戒区域の指定

基準水位の算出結果に基づき、警戒区域図面等を作成するとともに、津波災害警戒区域の指定を行う

〇スケジュール

区分	R7年度	R8年度
津波浸水想定	→	
地震・津波被害想定	→	
津波災害警戒区域指定	→	
新アクションプログラム策定	→	

公表

市町への依頼事項

- 津波防災地域づくりに関する法律第53条第3項に基づく、津波災害警戒区域の指定に向けた協力
- 津波災害警戒区域指定後の、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づくハザードマップ等の見直しの実施

課名・班名：危機管理部防災支援課広域防災班

南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムの策定・啓発

趣旨・目的

南海トラフ地震・津波災害の被害を最小化するため、次期南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを策定するとともに、県民に視覚的に情報を発信し、避難行動につなげるための啓発を実施

事業内容

〇アクションプログラムの策定

南海トラフ地震で発生する最大想定地震・津波に備え、ハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」を策定

〇アクションプログラムの啓発

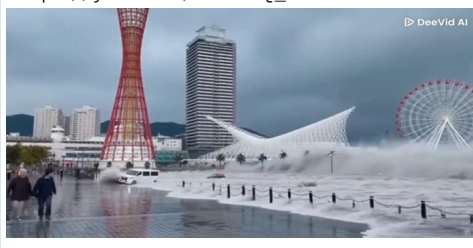
津波浸水による災害リスクを視覚的に理解することができる映像や減災アクションに取り組むことによる効果の説明などを含む動画を作成

<動画内容>

- 新たな浸水想定結果に基づき、身近な場所の浸水状況をCGアニメーションで再現した動画
- 家具の固定率などの減災アクションを県民が実施した際の、減災効果を視覚化した動画

浸水動画イメージ

https://youtu.be/d6ho5Q_MhnA



減災効果動画イメージ

家具の転倒による死傷者数



市町、県民局・県民センターへの依頼事項

- アクションプログラムに定める目標の県民への周知及び目標達成への協力
- 新たに作成する啓発動画を活用したアクションプログラムの啓発

○宍粟市防災会議条例

平成17年4月1日

条例第173号

注 令和6年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (2) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
 - (3) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 西はりま消防組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長及び消防団副団長
 - (8) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項各号の委員の総数は、45人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(令6条例33・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月1日条例第228号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則(平成19年3月14日条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(宍粟市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第7条の規定による改正後の宍粟市防災会議条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年9月29日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中宍粟市防災会議条例第3条第5項第6号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月20日条例第33号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○宍粟市防災会議運営規程

平成18年7月26日

訓令第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、宍粟市防災会議条例（平成17年宍粟市条例第173号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、宍粟市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長が当たる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の職務を代行すべき委員)

第4条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、副市長の職にある委員とする。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、防災会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議において委員とみなす。

(議事の特例)

第7条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、その旨を次の防災会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第9条 防災会議は、必要に応じ事務を定めて部会を置くことができる。

(委員の異動報告)

第10条 委員が異動等により変更のあった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

第11条 宍粟市地域防災計画を作成し、又は修正した場合その要旨の公表その他防災会議が行う公表は、宍粟市公告式条例（平成17年宍粟市条例第3号）を準用して行う。

(庶務)

第12条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。